

「銀行等による保険販売規制の見直しについて」
(平成 16 年 3 月 31 日 金融審議会第二部会報告) のポイント

これまでの経緯

13 年 4 月 住宅ローン関連信用生命保険・長期火災保険・債務返済支援保険、海外旅行傷害保険
14 年 10 月 個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険

メリットについての意見

保険商品の選択肢や商品に関する情報が増加し、利用者利便が向上。
販売システムの効率化による保険料の低廉化と、保険市場の拡大への期待。
利用者のニーズに適合する商品開発の促進と、市場の発展への期待。
販売できる商品を一部に限ると、保険市場全体の商品構成を歪めるおそれ。
変化に対応したビジネスモデルの構築の観点からも、販売チャネルの多様化が必要。

懸念される弊害(デメリット)についての意見

銀行等は融資先に対して強い影響力を有しており、圧力販売が行われるおそれ。
保障性の高い商品を販売する過程で入手する健康情報が、融資判断に流用されるおそれ。
不当に加入しようとする者の第一次選択や、アフターケア等が十分に行われないおそれ。
引受保険会社のリスク管理能力を超えた販売や、保険会社の支配・系列化のおそれ。
現下の状況では、銀行等は本来の業務に徹するべきではないか。
新たな販売チャネルが既存の販売チャネルに与える影響についても、考慮する必要。

考えられる弊害防止措置

銀行等の融資者としての影響力に基づく圧力販売や、銀行等が入手する健康情報の融資判断への流用についての懸念を踏まえ、「圧力販売につながるような融資先に対する保険販売を禁止」することが適当。

保険商品の販売で得た健康情報は、融資判断への流用防止のため、厳格に管理。その他の情報についても、適切に管理。

銀行等の保険販売による保険会社等への影響については、「圧力販売につながるような融資先に対する保険販売の禁止」により相当程度緩和。保険会社が特定の銀行等に保険販売を過度に依存すること等について、何らかの対応が必要かどうか実務面も踏まえ検討。

銀行等にコンプライアンス責任者を設置する等、適切な措置を講ずる必要。

基本的方向性と実施時期

銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当であり、その際には、以上のような弊害防止措置が適切に講じられることが前提。

実施時期については、メリットの実現を目指す観点から、できるだけ早期が望ましい。その際、銀行等での販売体制の整備や弊害防止手続きの確立等のための準備期間を設ける等、円滑な実施を図る必要。

以上を踏まえ、銀行等による保険販売規制の見直しについては、例えば 1 年後から段階的に行うこととし、新たな弊害防止措置の実効性をモニタリングしながら、遅くとも 3 年後には銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当。今後、本報告の趣旨を踏まえ、速やかに適切な措置を講じるよう期待。

「無認可共済への対応」のこれまでの検討状況

1. 検討項目

(平成16年1月16日第二部会資料「15-3-1」より抜粋)

- a .特別な根拠法に基づかず設立された任意団体で共済事業を行う、いわゆる「無認可共済」については、これまで自発的な共助を基礎とするものであり、その契約者を保護するための規制は基本的に必要ないとされてきた。しかし、近年こうした事業の規模や形態が多様化しており、消費者保護の観点等から規制を求める声があるが、これについてどう考えるか。
- b .仮に、規制が必要とする場合、どのような規制が適切か。保険会社の保険商品と同等の商品を広く多数の者に提供するような無認可共済が出てきており、一部では保険会社との競合が見られることも踏まえ、保険業法による保険会社の規制との関係をどのように考えるべきか。

2. 保険WGにおける審議状況

- 4月15日:(第1回目)無認可共済の実態等の報告(生命保険協会、日本損害保険協会)、行政におけるこれまでの取組の説明等、自由討議
- 4月23日:(第2回目)海外制度についての説明、自由討議
- 6月9日:(第3回目)総務省から無認可共済に係る実態調査の中間報告、国民生活センター等からヒアリング、自由討議
- 6月18日:(第4回目)自由討議

3. これまでの主な議論

(別紙参照)

(参考資料)「根拠法のない共済に関する調査(中間とりまとめ結果)」(平成16年6月総務省行政評価局)

これまでの主な議論

消費者保護の必要性

- ・ 現在わが国においては、特別な法律上の根拠なく設立された任意団体等で共済事業を行う、いわゆる無認可共済が多数存在している。総務省の調査によれば、その数は最近5 - 10年で急増している。こうした無認可共済については、特別な規制・監督の枠組みがなく、事業運営は当事者に委ねられているが、近年の事業の規模や形態の多様化を受けて、消費者保護の観点から規制を求める声が挙がっている。
- ・ こうした状況を踏まえ、保険WGでは、消費者保護の観点からの規制の必要性に関して、次のような意見が出されている。

無認可共済について、経営破綻等による契約者の被害事例の報告はこれまでのところあまり見当たらないが、多様な無認可共済が急激に増加・拡大しており、中には責任準備金を積み立てていない団体や財務基盤が脆弱と見られるものもある。このため、消費者保護の観点から被害の未然防止のために速やかな対応が必要ではないか。

無認可共済が近年急成長していること背景には、既存の保険では満たされない顧客ニーズの存在もあるのではないか。例えば、結び付きの強い限られた者の相互扶助として行われているような事業の中には、制度補完の役割を果たしているものが存在する可能性もあり、こういったことについても配慮が必要ではないか。

近年の無認可共済の成長の背景は、多様な顧客のニーズに応えるという面よりも、連鎖販売取引等による事業の拡大という面が大きいのではないか。こうした無認可共済は、消費者保護の観点から厳格に規制するべきではないか。

消費者にとっては公的な規制の下で適切な監督を受けている共済とそうでない共済を見分けることは容易でない。近年増加している無認可共済の中には、伝統的な共済事業とは相当異なる形態のものが多く、販売方法の適正化が必要なものも多いとされている。保険会社や法律に根拠のある共済と同様に、多数の者の財産を預かる重要な契約を扱うという事業の性格に鑑み、消費者保護の観点から規制はやはり必要ではないか。

現実に事業を行う無認可共済が広範囲に存在していることを踏まえれば、これを具体的にどのように適正化していくかとの視点が必要ではないか。

保険業法との関係

- ・ 無認可共済に対する規制を考えるに当たっては、一部に保険会社と競合すると見られるような無認可共済も出てきていることも踏まえ、保険業法による保険会社の規制との関係についても検討する必要がある。
- ・ この点に関して、保険WGにおけるこれまでの議論では、次のような意見が出されている。

(参考) 現行の保険業法

保険業法は、「不特定の者を相手方として…[保険]の引受けを行う事業」を「保険業」として規制の対象としていることから、「特定の者を相手方とする場合」には、同法の規制が及ばない。

保険業と競合するような事業を行う無認可共済については、公正な競争条件の観点からも、保険会社に対する規制と同様の規制を課すべきではないか。

保険業法に違反する疑いがある場合には、監督官庁が警告を発し、是正されない場合には告発するといった手続きを踏んで法の執行を確保すれば良いのではないか。

現行の保険業法においては監督官庁に無免許の事業者に対する質問調査や立入検査の権限が付与されておらず、無免許営業の取締りは基本的に司法当局の対応分野となっているのではないか。無免許事業者に対する監督のあり方の問題もあるのではないか。

保険業法の「不特定」の判断基準を行政のガイドラインで新たに示し、無認可共済を取り締まることが考えられるのではないか。

「不特定」の判断基準を単に行政のガイドラインによる解釈論で新たに設定することは困難ではないか。

保険業法の改正により、例えば保険業の定義から「不特定の者を相手方として」の要件を削除して、広く保険業法による規制の網を被せた上で、小規模の事業等の本当に規制が必要ないものについては除外規定を設けることが考えられるのではないか。

無認可共済について、保険業と異なる範疇の事業と位置付けて異なる規制を課することも考えられるのではないか。

保険業法の適用問題という視点で考えれば、いずれにせよ、今後「保険業」の考え方について、十分に整理していくことが必要になるのではないか。

「保険業」の考え方を整理していく場合には、「共済」の考え方も整理していくことが必要になるのではないか。また、「共済」の考え方を整理する場合には単に「無認可共済」のみならず「法律に根拠のある共済」との関係についても整理が必要に

なるのではないか。

これらの考え方の整理の問題は際限無く拡がる場所があるが、検討の課題を過度に拡大することは必ずしも現実的ではなく、消費者保護のための規制の必要性という視点に立っての必要な範囲に重点化することが適切ではないか。

無認可共済の多様性と規制のあり方

- ・ 無認可共済と言っても、その実態は、加入件数、掛金額、保障対象、給付限度額、組織形態、募集形態など多くの面で非常に多様であり、規制を考える場合にも、こうした多様性を考慮に入れることが必要であると考えられる。また、無認可共済に対する規制を考えるに当たっては、その多様性や公正な競争条件の観点も踏まえつつ、消費者利益の視点に立った適切な制度設計が求められる。
- ・ 保険WGでは、無認可共済の多様性を踏まえた規制のあり方・範囲に関して、次のような意見が出されている。

ある程度の規模以上のものに対しては対応が必要としても、小規模のものについては、特別な規制を設けなくても良いのではないか。

企業内の共済会のように、地域や職域によって構成員が限定され、自治的に運営されているものについて、自主性や独立性を損ねるような規制を課すことは適当でなく、実質的に不特定の者を相手方とするものを規制の対象とすることが考えられないか。

消費者にとって懸念が大きい連鎖販売取引の制限のように、一定の取引形態に着目した規制を考えることもできるのではないか。

消費者保護の観点からは、参入規制を設け、責任準備金の積立てや情報開示、資産運用等について一定のルールを課すといった業者に対する規制・監督が必要となるのではないか。

無認可共済に関する規制を考えるに当たっても、その事業の多様性を考慮し、契約者にある程度の自己責任を求める仕組みを織り込んで良い場合があるのではないか。また、事業者のインセンティブを利用し、事業者が、認可を受けて事業を行うか、無認可のまま事業を行うかを選択できるようなやり方も考えられるのではないか。

消費者にとってのわかりやすさや公正な競争条件の観点からは、無認可共済についてもできる限り一律の規制を設ける方が望ましいのではないか。

無認可共済のみならず、法律に根拠のある共済についても、准組合員制度や員外

利用制度によって、現実には不特定の者を相手方としている実態があり、これらも含めたルールの整備が必要なのではないか。

法律に根拠のある共済については、それぞれ組織に特徴があり、これを踏まえた規制法と監督官庁があることから、一元的な規制は必ずしも望ましくなく、また、現実的ではないのではないかと。

仮に無認可共済事業に対して何らかの規制を課すこととした場合においても、まず、その適用範囲をどこまでにするかという課題に加え、現在の保険業法の規制と同じものを適用することとするのか、違うものとするかについて、今後十分に検討する必要があるのではないかと。

仮に同じ規制体系とする場合には、規制適用の円滑化について十分に検討していくことが必要になるのではないかと。

逆に違う規制体系とする場合には、その規制の差異の程度と合理性、制度の複雑性と消費者から見ての分かりにくさ、セーフティネットのあり方等の広範な課題の検討が必要になってくるのではないかと。

いずれにしても、消費者に対する周知と消費者にとっての移行の円滑化についても配慮が必要になってくるのではないかと。

「保険契約者保護制度の見直し」のこれまでの検討状況

1. 検討項目

(平成 16 年 1 月 16 日第二部会資料「15 - 3 - 1」より抜粋)

- a. 保険契約者保護機構制度は、保険会社が破綻した際にその保険契約の移転等に対して資金援助等を行うことにより、保険契約者等の保護を図る仕組みである。このうち、生命保険会社の保険契約者保護機構については、平成 15 年の保険業法の改正により、平成 17 年度までの 3 年間の措置として、政府補助も含めて 5000 億円の財源が用意されている。平成 10 年の制度創設以降の運用状況や、保険監督手法の充実、保険会社の破綻処理法制の整備等も踏まえ、平成 18 年度以降の財源措置のあり方を含めた保険契約者保護機構制度の見直しについて、どのように考えるか。
- b. 現行の保険契約者保護機構制度は、他の保険会社への移転等により保険契約の継続を確保することで保険契約者を保護することを基本としている。他方、保険期間が短期である自動車保険等の損害保険については、保険契約の継続よりも、破綻後の一定期間について保険金の支払いを確保する方式の方が適当であるとの指摘があるが、どう考えるべきか。その際、損害保険会社も長期の貯蓄性商品を取り扱っていることや、医療保険等のいわゆる第三分野商品は生命保険会社も取り扱っていることについて、どのように考えるべきか。

2. 保険WGにおける審議状況

5月7日 : (第1回目) 現行の仕組み、過去の破綻処理状況、海外制度について説明

5月13日 : (第2回目) 関係者からの意見聴取

5月26日 : (第3回目) 過去の議論の紹介、自由討議

6月18日 : (第4回目) 自由討議

3. これまでの主な議論

(別紙参照)

これまでの主な議論

基本的考え方

- ・ 保険契約者保護制度は、保険会社が破綻した際にその保険契約の移転等に対して資金援助等を行うことにより、保険契約者等の保護を図る仕組みである。

(参考) 支払保証制度に関する研究会報告書(平成9年12月)抄

3. 保険契約者の保護の必要性

保険は、人の生死や社会に発生する様々な危険に備え、万が一事故が発生した場合には経済生活の連続性を保障(損害を補償を目的とする損害保険については補償。以下同じ。)するという重要な役割を担っているものであり、保険の保障機能は国民経済及び国民生活の基礎となっている。

一般に、保険会社においては自己規正を図りながら民間事業者としての経営判断を行い、保険契約者においては保険会社の経営の健全性を考慮に入れて保険契約を締結するなど、双方において自己責任に基づいた行動が求められている。しかしながら、株式や社債とは異なり市場で転々売買されるものではない、将来の変化まで見通した選択を保険契約者に期待することが困難な長期の契約があるといった保険契約の特性からみて、保険契約者の自己責任を問いにくい面がある。

このため、保険業に対する信頼を確保する上で、保険会社が破綻した場合に保険契約者が被る不利益をその自己責任のみに帰することは必ずしも適当ではなく、破綻保険会社の保険契約者を適切に保護する必要がある。

- ・ 平成10年に現行制度が創設されて以降、これまでに生命保険会社は6社(平成11年~13年)、損害保険会社は2社(平成12年、13年)が破綻し、このうち生命保険会社は3社、損害保険会社は2社について、資金援助等が行われている。
- ・ 保険WGでは、こうした制度の実際の運用状況等を踏まえ、保険契約者保護制度の見直しの議論を行っている。これまで、制度の見直しを行う上での基本的な考え方や視点について、以下のような意見が出されている。

保険契約者保護制度を考える前提として、保険契約者の保護を図り、また、制度に係るコストを極力抑制するためには、破綻の未然防止や、破綻が避けられない保険会社の早期発見・早期処理を行うことが、まず重要ではないか。

そのためにも、監督当局によるモニタリングのほか、保険会社自らのリスク管理の充実等が必要となるのではないか。

保険契約者保護制度については、過去の破綻処理の際の経験をきちんと整理し、制度の運用面を含めて、見直しを行っていくことが必要ではないか。

保険契約者保護制度の見直しについては、破綻保険会社の契約者を適切に保護する必要があるという考え方と、なるべく効率的な制度が望ましいという考え方とがあり、これらをどのように考えていくかという視点も重要ではないか。

保険契約者の保護を考える場合、生命保険と損害保険、長期契約と短期契約など、保険契約の特性に応じた配慮がなされることが必要ではないか。

制度の見直しに当たっては、消費者・契約者にとって、分かりやすい制度とすることが必要ではないか。

補償の内容

- ・ 現行制度では、保険契約者保護制度による補償の内容は、次のとおりとされている。
 - (1) 補償の方法・水準
 - ・ 責任準備金（将来の保険金等の支払いのために積み立てられているべき準備金）について、90%までを補償。（自賠責保険、地震保険は100%）
 - (2) 補償対象となる保険契約
 - 生命保険：全保険契約（個人保険、個人年金、団体保険、団体年金）
 - 損害保険：自賠責保険、自動車保険、火災保険（個人・小規模事業者）、家計地震保険、傷害保険等
- ・ 保険WGでは、生命保険と損害保険について、それぞれ補償の方法、補償の水準、補償の対象の見直しについて議論を行っており、これまで、以下のような意見が出されている。

（主に生命保険の補償の内容に関する意見）

現在は責任準備金の90%という一定率の補償となっているが、その性質に応じて一部の保険契約については、一定額の補償とすることも考えられるのではないか。

一定額の補償については、保険種類に応じた補償限度の設定が必要など制度が複雑になったり、迅速な処理が困難になる等の技術的な難しさがあるの

ではないか。

制度創設時と比べ、ディスクロージャーの充実など、より自己責任を契約者に問い得る環境が整ってきているのではないか。したがって、現行の90%という補償水準を引き下げることが考えられるのではないか。また、高予定利率の契約について、他の契約よりも補償水準を引き下げることが考えられないか。

生命保険は長期の契約であるなど契約者の自己責任を問いにくい面があることや、社会保障制度の一端を担っていること、また、生命保険に対する信頼を維持する必要があることを踏まえれば、補償水準を引き下げることが適当ではなく、破綻の早期発見・早期処理等により制度に係るコストの抑制を図るべきではないか。

破綻時における責任準備金の削減以外の契約条件の変更（予定利率の引下げ、早期解約控除）について、変更の限度を設けるべきではないか。

破綻時の状況はその時々によって異なり、事前に予定利率の引下げ等の水準を設定することは難しいのではないか。むしろ、運用面で適切な対応を行っていくことが重要ではないか。

現在は生命保険は全商品が補償対象となっているが、個人変額年金はリスク性商品（投資性の高い商品）であり、保険契約者保護制度の補償の対象外とすることが考えられないか。あるいは、個人変額年金については、運用リスクは契約者が負っているので、破綻時において責任準備金を削減しないようにすることが考えられないか。

個人変額年金については、現状では最低給付の保証があり、運用リスクを完全に契約者が負うという商品ではなく、責任準備金の一定率を補償するというルールの対象外とする必要はないのではないか。

（主に損害保険の補償の内容に関する意見）

損害保険については、保険事故が発生した場合の実損を補填（損害を回復）するものであること、他社の契約への乗換えが容易であること等から、現在の保険契約の継続を重視した仕組みから、一定期間（3か月間）保険金の100%支払いを保証し、保険契約の乗換えを促す仕組みへと見直すべきではないか。

一定期間の保険金支払いが適当な保険契約もあると考えられるが、医療、介護、年金等の保険契約については、再加入の困難性があることや社会保障制度の一端を担っていることから、現在の仕組みが適当ではないか。

補償に係るコストの面も踏まえ、一定期間の保険金支払いを優先する観点

から、解約返戻金（責任準備金相当額）の補償や、積立保険の貯蓄部分（払戻積立金）の補償については、廃止を含め見直すべきではないか。

解約返戻金について、長期の保険契約については、適切に補償することが必要ではないか。積立保険の貯蓄部分についても、生命保険会社等が扱う貯蓄性商品とのバランス等を考慮して、適切に補償することが必要ではないか。全体として、契約者にとっての分かりやすさという視点も必要ではないか。

生命保険会社と損害保険会社とで補償内容を異ならせるとしても、保険販売時の説明を充実させることにより対応が可能ではないか。なお、既契約者の取扱いについては、十分考慮することが必要となるのではないか。

補償内容の違いについて、保険販売時の説明の充実によって対応することには限界があり、生命保険会社と損害保険会社とで共通の第三分野の商品等については、同様の補償内容とすることが必要ではないか。

損害保険の補償対象契約は保険種類単位で設定されており、自動車保険、傷害保険等は全契約が対象、火災保険は個人・小規模事業者の契約が対象、賠償保険等は全契約が対象外とされているが、これを見直し、個人・小規模事業者の保険契約を補償対象契約とすべきではないか。

自動車保険について企業の保険契約を補償の対象外とすることについては、慎重な検討が必要ではないか。

保険契約者保護機構の業務

- 保険会社が破綻した場合、保険契約者保護機構は、破綻処理において、次の業務を行うこととされている。
 - (1) 救済保険会社が現れた場合、救済保険会社に対する資金援助
 - (2) 救済保険会社が現れない場合、破綻保険会社の保険契約の引受けまた、保護機構は、更生手続における保険契約者の代理等の業務も行っている。
- 保険WGでは、こうした保険契約者保護機構の業務の見直しについて議論を行っており、これまで以下のような意見が出されている。

救済保険会社に対する資金援助について、資金援助実施時の予想収益を大きく上回る収益が発生した場合には、その一部を保護機構に返還させることが考えられないか。

収益の一部を返還させることとした場合、当初の資金援助額の増大や、救

済保険会社の出現の抑制につながるおそれがあるのではないか。また、収益は基本的には保険契約者に還元すべきものではないか。いずれにせよ、保護機構と救済保険会社とでどのような契約をするかの問題ではないか。

破綻処理における保護機構の業務について、そもそも資金援助の業務は廃止し、直接引受けの業務のみとすることが考えられないか。

救済保険会社に対して資金援助を行う方式は、保険契約者を保護する上で重要な役割を果たしており、この選択肢をなくす必要はないのではないか。

救済保険会社が保険契約を引き受けた場合、後に収支が悪化したときには、自治的手続により契約条件を変更することが可能であるのに対し、保護機構が保険契約を引き受けた場合には、後に契約条件を変更することができないこととなっているが、保護機構が直接引き受けた場合にも、後に契約条件を変更することを可能とできないか。

保護機構は一般の保険会社と異なり、新規の保険契約の引受は行わず、引き受けた保険契約を維持・管理するのみであることや、保護機構には一般の保険会社の総代会のような仕組みがないこと等から、引受け後の契約条件の変更を制度化することについては慎重な検討が必要ではないか。

保護機構は、更生手続において保険契約者を代理して手続に参加することとされているが、保護機構には資金援助者としての役割もあることから、利益相反が生じるおそれがあるのではないか。

保護機構以外に保険契約者の手続代理を行える者は想定されず、また、保護機構は保険契約者の保護を図ることを目的とした機関であることを踏まえれば、保護機構による手続代理は必要な制度ではないか。重要なことは、保険契約者の権利が十分に保護されるように運用を適切に行うことであり、そのため、過去の破綻事例での対応をノウハウとして蓄積したり、その活動について説明を行うなど、適切な対応が必要ではないか。

セーフティネットの費用負担

- 現行制度では、セーフティネットの費用負担について、次のとおりとされている。
 - (1) セーフティネットの財源は、保険会社からの負担金により賄われる。
 - (2) 負担金は事前拠出により積み立てておくこととされているが、積立額を上回る支払いが行われる場合には、保護機構の借入金で対応。
- 生命保険の保護機構については、借入金について政府保証を付すことが可能とされているほか、資金援助額の合計が一定金額を超える場合に政府補助を可

能とする時限措置（当初、15年3月末までとされ、その後、18年3月末まで延長されている）が講じられている。

- ・ 保険WGでは、生命保険の18年度以降の財源措置の在り方を含め、セーフティネットの費用負担の見直しについて議論を行っており、これまで、以下のような意見が出されている。

保険会社が破綻した場合に生じる不利益については、基本的には自己責任の問題として、破綻保険会社とその保険契約者が負うのが原則という視点も必要ではないか。他の保険会社や保険契約者に負担を求めることは、本来適当ではないのではないかと。

保険契約者保護制度は、保険契約には長期の契約があるなど契約者の自己責任を問にくい面があることから、保険会社が破綻した場合に一定の補償を提供し、保険業の信頼を確保することを目的としたものである。この制度により保険会社はそれぞれ業務を円滑に遂行することができるなど、その利益は全ての保険会社に均てんされるものであることから、保険会社や保険契約者がその費用を負担することに合理性があるのではないかと。

保険会社の拠出については、事前積立の制度となっているが、生命保険については、現状では、支出が先行し、実質的に事後拠出となっている。この状態においても今のところ特段の問題は生じていないことから、制度的にも事後拠出とすることが考えられるのではないかと。

事前拠出には、破綻保険会社からも破綻前に制度に対する拠出を求めることができることのほか、保険会社が破綻するような厳しい環境となる前に積み立てておけるというメリットがあり、廃止することは適当ではないのではないかと。

保険会社を取り巻く環境には厳しいものがあり、保険会社が負担できる限度を超えるような危機的な状況においては、現在の時限措置のように政府が関与することも考えられるのではないかと。また、その時々状況により、破綻保険会社、他の保険会社、政府の負担のあり方を見直す余地を残しておくという対応も考えられるのではないかと。

政府の補助といっても、実際には納税者が負担することとなるものであり、政府の関与については極力慎重に考えるべきではないかと。

生命保険は社会保障制度の一端を担っているものであることから、政府が関与することにも合理性があるのではないかと。また、行政が保険会社の監督を行っているという視点もあるのではないかと。

公的保険と私的保険とにおける政府の関与のあり方は基本的に異なるところがあるのではないかと。また、行政の監督ということと、国民に費用負担を求めるということは、別の問題ではないかと。

銀行等の保険代理店に対しても一定の場合にはセーフティネットに係る費用の負担を求めることが考えられないかと。

保険会社と保険代理店との関係は基本的には契約ベースの問題であり、代理店に対してセーフティネットに係る費用の負担を制度的に求めることは困難ではないかと。

その他

- ・ その他、保険WGでは、次のような意見が出されている。

団体年金の特別勘定契約は、最低給付の保証がなく運用リスクは全て契約者に帰属していることから、破綻時に特別な取扱いをする（責任準備金が削減されない）方策について、検討が進められるべきではないかと。